

柏崎市食の地産地消推進店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 新潟県柏崎市食の地産地消推進条例（平成24年条例第42号）の基本理念に賛同し、柏崎市産農林水産物（以下「地場産物」という。）を積極的に販売又は使用する市内の農林水産物小売店及び飲食店等の事業者を柏崎市食の地産地消推進店（以下「推進店」という。）として登録し、食の地産地消推進の取組の強化及び農林水産業の振興を図ることを目的とする。

(申請者)

第2条 推進店として登録を申請できる者は、市内において営業し、地場産物を販売又は使用する次のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 小売店
- (2) 量販店（スーパーマーケット等）
- (3) 飲食店
- (4) 旅館・ホテル
- (5) 食品製造業
- (6) その他市長が認める事業者

(登録基準)

第3条 推進店として登録する基準は、別表第1に掲げる柏崎市食の地産地消推進店登録基準（以下「登録基準」という。）による。

(登録申請)

第4条 第2条に該当する者のうち推進店登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、柏崎市食の地産地消推進店登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(登録証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により、登録を決定した場合は、申請者に柏崎市食の地産地消推進店登録証（以下「登録証」という。）（別記第2号様式）を交付する。

(登録期間)

第6条 推進店の登録期間は、登録日から登録日直近の3月31日までとする。ただし、登録期間満了日までに申出がない場合は、登録期間を自動更新するものとする。

(登録証の掲示)

第7条 登録証を交付された者は、店舗等の見やすい場所に掲示又は設置するものとする。

(推進店登録簿)

第8条 市長は、推進店の登録簿（別表第2）を整備し、登録に関する情報を記録するものとする。

(調査)

第9条 市長は、推進店に登録した店舗等に対し、登録基準を満たしているか否かを調査することができる。

2 前項の調査対象となった登録店は、調査に協力しなければならない。

(登録抹消)

第10条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 登録基準に該当しなくなった場合
- (2) 営業を終了した場合

- (3) 前条に規定する調査に協力せず、調査ができなかった場合
- (4) 推進店から柏崎市食の地産地消推進店登録抹消申請書（別記第3号様式）による申請があった場合
- (5) その他法令違反等、推進店にふさわしくない事由が発生した場合

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、柏崎市食の地産地消推進店登録抹消通知書（別記第4号様式）により、推進店に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第11条 推進店は、登録基準に関する事項に変更が生じたときは、速やかに柏崎市食の地産地消推進店登録事項変更申請書（別記第5号様式）を用いて市長に申請するものとする。

2 前項の規定により、推進店の登録内容に変更が認められたとき、市長は新しい登録証を交付するものとする。

（登録制度に関するPR）

第12条 市長は、本制度による地産地消を推進するため、推進店の情報を本市ホームページ、広報、新聞、情報誌及びその他の宣伝媒体を利用して積極的にPRするものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

柏崎市食の地産地消推進店登録基準

区分		項目
(1) 共通事項	必須 全ての項目を満たすこと。	ア 食の地産地消の推進に協力し、地場産物を積極的に販売又は使用し、PRする意欲があること。
		イ 地場産物の販売又は使用を今後も継続していこうとする意欲があること。
		ウ 推進店であることを市ホームページや広報誌等で紹介されることを承諾すること。
		エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
(2) 小売店（直売所を除く）・量販店	必須 全ての項目を満たすこと。	ア 他の商品とは別に地場産物の売場を設置し、地場産であることを消費者に分かりやすく表示していること。
		イ 地場産物を1年通して販売すること（おおむね8か月以上）。
(3) 直売所	必須	地場産物を量的又は金額的におおむね6割以上販売すること。ただし、取扱期間（営業期間）は、問わない。
(4) 飲食店・旅館・ホテル	選択 (2つ以上)	ア 柏崎産米を80%使用すること。
		イ 柏崎産の日本酒等を通年で提供し、分かりやすく表示すること。
		ウ 地場産物を品目又は重量で5割以上使用したメニューを通年で提供すること（季節によるメニューの変動は認める。）
		エ 地場産物を年間で10品目以上使用し、料理を提供すること。
		オ 年間を通して、メニューへ地場産であることを表記又は口頭で地場産であることを周知すること。
		カ 地場産物の生産者又は市内の生産地域を分かりやすく表示すること。
(5) 食品製造業 その他	必須 全ての項目を満たすこと。	ア 地場産物を主原料に使用して製造された商品が、年間を通して1品以上あること。
		イ 商品の販売時に地場産を使用していることを宣伝すること。

